



市 章

大津市公報

平 成 27 年 3 月 16 日
号 外 (第 8 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例	
1 大津市長等倫理条例.....	1
2 大津市職員倫理条例.....	2
3 大津市小児慢性特定疾病審査会条例.....	5
4 大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例.....	6
5 大津市工場立地法準則条例.....	7
6 大津市まちなか交流館条例.....	9
7 大津市大津祭曳山展示館条例.....	11
8 平成27年度における職員の給与の特例に関する条例.....	12
9 大津市街並み博物館条例を廃止する条例.....	13
10 大津市立幼稚園保育料等に関する条例.....	13

条 例

大津市長等倫理条例を公布する。
平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 1 号

大津市長等倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等の責務)

第 2 条 市長等は、その権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する倫理の保持及びその向上に努めなければならない。

(市長等が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第 3 条 市長等は、いやしくもその職務や地位を利用して不正な金品を受領してはならない。

2 市長等は、市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけてはならない。

3 市長は、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附を受けてはならない。

(請負契約等の締結及び指定管理者の指定に関して倫理の保持のために講ずべき事項)

第 4 条 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第11項において準用する場合を含む。）の規定の趣旨を尊重し、それぞれの権限に属する事務の執行に関し、次に掲げる者が市と請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約及び業務委託契約（以下「請負契約等」という。）を締結し、又は市から指定管理者の指定を受けることにより、市民に疑惑の念を生じさせないため、自らの責任において、その者にこれらを辞退する旨の書面（以下「辞退届」という。）を提出させるよう努めなければならない。

市長等の配偶者又は2親等以内の親族であって、事業を行っている者

市長等が私的な関係（市長等としての身分にかかわらない関係をいう。）により役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）となっている法人（その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有するものを除く。以下同じ。）

市長等の配偶者又は2親等以内の親族が役員となっている法人

市長等が資本金等の3分の1以上を出資している法人

市長等が年額100万円以上の報酬等（顧問料その他名目を問わない。）を受領している法人

市長等が経営方針又は主要な取引に関与している法人

2 市長等は、前項各号に掲げる者に対し、市長等の任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に前項各号のいずれかに該当することとなった場合にあっては、当該該当することとなった日から30日以内）に、辞退届を市長に提出させるよう努めなければならない。

3 市長は、辞退届が提出されたときは、その旨を公表しなければならない。

4 市長等は、市と請負契約等を締結し、又は市から指定管理者の指定を受けた者が第1項各号に掲げる者に該当することが明らかとなったときは、その者に当該請負契約等又は指定管理者の指定を辞退させるよう努めなければならない。

（市民の調査請求権）

第5条 市民は、市長等が前2条の規定に違反している疑いがあると思料するときは、規則で定めるところにより、有権者50人以上の者の連署をもって、その代表者（以下「調査請求代表者」という。）から理由を記載した書面を提出して、市長に対し、調査を請求することができる。

（調査の手續）

第6条 市長は、前条の規定により提出された書面（以下「調査請求書」という。）を受理したときは、遅滞なく、当該調査請求書の写しを大津市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）に送付し、調査を求めなければならない。

2 委員会は、前項の規定により調査請求書の写しが送付されたときは、速やかに当該調査請求の対象とされた事項の調査を行わなければならない。

3 委員会は、調査の対象となる市長等（以下「調査対象者」という。）に弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、調査請求代表者その他の関係者に対し、資料の提出を求め、又は委員会の会議に出席を求めてその説明を聴くことができる。

5 調査対象者は、委員会の調査に協力しなければならない。

（調査報告書の提出）

第7条 委員会は、前条第1項の規定により調査請求書の写しの送付を受けた日から60日以内に当該調査の結果を記載した報告書（以下「調査報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 調査報告書には、必要に応じ、調査対象者が講ずべき措置に関する意見を付すことができる。

3 委員会は、調査対象者が委員会の調査を拒否し、又は調査に協力しなかったときは、その旨を調査報告書に記載しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により調査報告書が提出されたときは、その写しを調査請求代表者及び調査対象者に送付するとともに、調査報告書の概要を公表しなければならない。

5 調査対象者は、調査報告書に第2項に規定する意見が付されたときは、当該意見を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

6 市長は、第1項の規定により提出された調査報告書を、当該調査報告書が提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する市長等についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「市長等の任期開始の日から30日以内（任期開始の日）」とあるのは、「この条例の施行の日から30日以内（この条例の施行の日）」とする。

大津市職員倫理条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第2号

大津市職員倫理条例

（目的）

第1条 この条例は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

法令等 法律若しくは法律に基づく命令(告示を含む。)又は本市の条例若しくは本市の執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)若しくは滋賀県の条例若しくは滋賀県知事若しくは滋賀県教育委員会の規則をいう。

職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「一般職員」という。)及び同条第3項第3号に掲げる職にある者をいう。

事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

利害関係者 一般職員が職務として携わる次のアからキまでに掲げる事務の区分に応じ、当該アからキまでに定める者をいう。ただし、一般職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は一般職員の裁量の余地が少ない職務に関係のある者として任命権者が定める者を除く。

ア 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号又は大津市行政手続条例(平成8年条例第30号)第2条第7号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(次項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

イ 補助金等(本市が本市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする間接補助金等を含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

ウ 立入検査、監査又は監察(法令等の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

エ 不利益処分(行政手続法第2条第4号又は大津市行政手続条例第2条第8号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

オ 行政指導(大津市行政手続条例第2条第9号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

カ 事業の発達、改善及び調整に関する事務(アからオまでに掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等

キ 市の支出の原因となる契約又は地方自治法第234条第1項に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等又は特定個人、これらの契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

3 一般職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該一般職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の一般職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の一般職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった一般職員の利害関係者であるものとみなす。

4 他の一般職員の利害関係者が、一般職員をしてその職に基づく影響力を当該他の一般職員に行使させることにより自己の利益を図るためその一般職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の一般職員の利害関係者は、その一般職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待(以下「贈与等」という。)を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、常に適正な事務の処理に努めるとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

5 職員は、勤務時間の内外を問わず、非行その他の公務に対する市民の信頼を傷つける行為をすることのないよう、常に自らを厳しく律しなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないように常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修その他の職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、その地位の重要性を自覚するとともに、管理又は監督の対象となる職員に対し、職務に係る倫理の保持のために必要な指導を行い、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

(倫理監督者)

第6条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)第27条第1項に規定するコンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

3 倫理監督者は、職員に対し、その職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(利害関係者との間における禁止行為)

第7条 一般職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花(香典及び供花にあっては、社会通念上儀礼の範囲を超えるものに限る。))その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。

利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

利害関係者から供給接待を受けること。

利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、一般職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

多数の者が出席するパーティー等(飲食物が提供される会合であって、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。))。

職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、一般職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該一般職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第8条 一般職員は、私的な関係(一般職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

2 一般職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、管理監督者又は倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第9条 一般職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が6,000円を超えるときは、あらかじめ、その旨を任命権者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合においては、事後において速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による届出を要しない。

利害関係者が一般職員と私的な関係がある者であるとき。

利害関係者が一般職員と同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は本市の機関が行った研修若しくは本市から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者である場合において、当該利害関係者以外の者を含む多数の者が飲食をする場に出席するとき。

一般職員が、本市が主催し、又は共催する事業に職務として出席するとき。

(利害関係者以外の事業者等との間における禁止行為)

第10条 一般職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 一般職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(贈与等の報告)

第11条 一般職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と一般職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき6,000円を超える場合に限る。)は、任命権者が定めるところにより、贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、一般職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

(贈与等報告書の保存)

第12条 任命権者は、前条の規定により提出された贈与等報告書を、当該贈与等報告書が提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(違反行為があった場合の措置)

第13条 任命権者は、職員がこの条例の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行い、又は倫理監督者その他任命権者が適当と認める者に調査を行わせるものとする。

2 任命権者は、違反行為があったと認めるときは、その程度に応じて、その職員に対し、懲戒処分その他の措置をとるものとする。

(運用状況の公表)

第14条 市長は、毎年、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長については、適用しない。

大津市小児慢性特定疾病審査会条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第3号

大津市小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する大津市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 6 人以内をもって組織する。

（報酬）

第 3 条 審査会の委員（小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師である委員に限る。）の報酬の額は、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）の規定にかかわらず、日額 14,000 円とする。

（庶務）

第 4 条 審査会の庶務は、健康保険部において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大津市附属機関設置条例の一部改正）

2 大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市小児慢性特定疾患対策協議会の項を削る。

（大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

3 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 附属機関の委員の項中「大津市小児慢性特定疾患対策協議会の委員（学識経験を有する者及び医療関係団体から選出された者である委員に限る。）及び」を削る。

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を公布する。

平成 27 年 3 月 16 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 4 号

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第 3 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、大津市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

3 地域包括支援センターは、各被保険者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。

4 地域包括支援センターの職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

5 地域包括支援センターは、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

6 地域包括支援センターは、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の地域包括支援センターと連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

（職員及びその員数）

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

保健師その他これに準ずる者 1 人

社会福祉士その他これに準ずる者 1人

主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると大津市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市工場立地法準則条例を公布する。
平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第5号

大津市工場立地法準則条例
(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(以下「市準則」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 市準則を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域(以下「甲区域」という。)	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域(以下「乙区域」という。)	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。
(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又は非適用区域(甲区域及び乙区域以外の区域をいう。以下同じ。)のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、甲区域又は乙区域の敷地割合

が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を、甲区域及び乙区域の敷地割合の合計が 2 分の 1 以上であるときは甲区域又は乙区域のうち敷地割合が高い方の区域に係る同表の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、非適用区域の敷地割合が 2 分の 1 を超えるときは同表の規定を適用しない。

2 前項の規定により第 3 条の表の規定を特定工場の敷地の全部に適用する場合において、甲区域及び乙区域の敷地割合が同じときは、甲区域に係る第 3 条の表の規定を適用する。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第 6 条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置され、又は同日において設置のための工事が行われていた特定工場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第 3 条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表(附則第 2 項関係)

1 既存工場等が工場立地に関する準則(平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。)別表第 1 の上欄に掲げる業種の区分のいずれか一の区分に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する 緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する 環境施設の面積
甲区域	$G \left(\frac{P}{S} \right) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $\left(\frac{P}{S} \right) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E \left(\frac{P}{S} \right) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $\left(\frac{P}{S} \right) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。
乙区域	$G \left(\frac{P}{S} \right) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\left(\frac{P}{S} \right) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E \left(\frac{P}{S} \right) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\left(\frac{P}{S} \right) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。

2 既存工場等が法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種の区分の 2 以上の区分に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する 緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する 環境施設の面積
甲区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。
乙区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$	$E \geq \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{\gamma_j} \right) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$

	のときはG 0.1S - G1とし、0.1S - G1 0 のときはG 0とする。	のときはE 0.15S - E1とし、0.15S - E1 0 のときはE 0とする。
--	--	--

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種の区分についての同表の下欄に掲げる割合

G 0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G 1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E 0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の区分の個数

P j 当該変更に係る j 業種の区分に属する生産施設の面積

j j 業種の区分についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

大津市まちなか交流館条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 6 号

大津市まちなか交流館条例

（設置）

第 1 条 本市の商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を図るため、大津市まちなか交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 交流館の位置は、大津市長等二丁目 9 番 1 号とする。

（事業）

第 3 条 交流館においては、次に掲げる事業を行う。

商業体験を行うための場所の提供に関する事業

市民の交流のための場所の提供に関する事業

前 2 号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

（ホール等の使用の許可）

第 4 条 交流館のコミュニティホール又は商業体験スペース（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第 8 条の規定に基づき交流館の管理を行う者（以下同条を除き、「指定管理者」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

ホール等の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、ホール等の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

使用の許可の条件に違反したとき。

前項各号のいずれかに該当したとき。

（コミュニティホールの利用料金）

第 5 条 交流館のコミュニティホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可の際に、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第 7 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者による管理）

第 8 条 交流館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の基準）

第 9 条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

交流館の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

交流館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

交流館の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 10 条 指定管理者は、交流館の開館時間及び休館日の定めに従い、交流館を適正に利用に供さなければならない。

2 前項の交流館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 11 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務

ホール等の使用の許可に関する業務

交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

その他市長が定める業務

（委任）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、交流館の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

（平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における利用料金の上限額に関する特例）

2 この条例の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における別表の規定の適用については、同表中「970 円」とあるのは「810 円」と、「1,450 円」とあるのは「1,210 円」と、「1,290 円」とあるのは「1,080 円」と、「1,940 円」とあるのは「1,620 円」と、「640 円」とあるのは「540 円」とする。

別表（第 5 条関係）

使用時間	利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
午前 10 時から午後 1 時まで	970 円	1,450 円
午後 1 時から午後 5 時まで	1,290 円	1,940 円
午後 5 時から午後 7 時まで	640 円	970 円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（入場料等のうち最高額のもの 1,500 円未満の場合を除く。）又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること（以下「営利等」という。）を目的として使用する場合は、この表による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。この場合において、10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

入場料等のうち最高額のもの 1,500 円以上 3,500 円未満の場合 5 割

入場料等のうち最高額のものが3,500円以上の場合 10割
営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割

大津市大津祭曳山展示館条例を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第7号

大津市大津祭曳山展示館条例

(設置)

第1条 大津祭の歴史及び伝統を継承し、もって市民の文化の向上及び発展に寄与するとともに、本市の観光の振興を図るため、大津祭曳山展示館(以下「展示館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 展示館の位置は、大津市中央一丁目2番27号とする。

(事業)

第3条 展示館においては、次に掲げる事業を行う。

大津祭曳山に関する資料の収集及び展示に関する事業

前号に掲げるもののほか、展示館の設置の目的を達成するために必要な事業

(ホールの使用の許可)

第4条 展示館の多目的ホール(以下「ホール」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づき展示館の管理を行う者(以下同条を除き、「指定管理者」という。)に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホールの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

ホールの施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

その他展示館の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、ホールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

使用の許可の条件に違反したとき。

前項各号のいずれかに該当したとき。

(ホールの利用料金)

第5条 使用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 展示館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の基準)

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

展示館の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

展示館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

展示館の管理を的確に遂行するに足り人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、展示館の開館時間及び休館日の定めに従い、展示館を適正に利用に供さなければならない

い。

2 前項の展示館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- ホールの使用の許可に関する業務
- 展示館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- その他市長が定める業務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、展示館の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

使用時間	利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
午前10時から午後 1 時まで	2,180円	3,270円
午後 1 時から午後 5 時まで	2,900円	4,360円
午後 5 時から午後 9 時まで	2,900円	4,360円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金 (以下「入場料等」という。) を徴収する場合 (入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。) 又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること (以下「営利等」という。) を目的として使用する場合は利用料金の上限額は、この表による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満の場合 5 割
- 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上の場合 10割
- 営利等を目的として使用する場合 (前 2 号に該当する場合を除く。) 5 割

平成27年度における職員の給与の特例に関する条例を公布する。

平成27年 3 月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 8 号

平成27年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第 1 条 市長及び副市長の平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間 (以下「特例期間」という。) における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和31年条例第20号) 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の3.8に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額からその100分の15 (副市長にあっては、100分の 5) に相当する額を減じた額とし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額とする。

第 2 条 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年条例第39号) 第 3 条第 1 項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例 (昭和31年条例第22号) 第 3 条第 1 項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例 (昭和36年条例第17号) 第 3 条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の3.8に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第 3 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。) 第 3 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例 (昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。) 第 4 条第 1 項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第 3 条から第 5 条まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例(平成27年条例第18号)附則第3項から第5項まで又は教育公務員給与条例第4条から第6条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第43号)附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎給料月額」という。)から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。)の額、給料の調整額(手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。)、勤務1時間当たりの給与額(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第14条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第2号)第3条又は給与条例第12条(教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。)の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。)及び教職調整額(手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市街並み博物館条例を廃止する条例を公布する。
平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第9号

大津市街並み博物館条例を廃止する条例
大津市街並み博物館条例(平成2年条例第27号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する条例を公布する。
平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市条例第10号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例
大津市立幼稚園保育料等に関する条例(昭和36年条例第8号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この条例は、大津市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料及び預かり保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

預かり保育 教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)以外の時間帯において幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う教育活動をいう。

子育て支援型預かり保育 保護者の子育てを支援するため、教育時間の終了後において実施する預かり保育をいう。

就労支援型預かり保育 保護者の就労等を支援するため、教育時間の開始前及び終了後並びに幼稚園の夏季、冬季及び学年末等における休業日において実施する預かり保育をいう。

- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 幼稚園における教育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者は、規則で定めるところにより、法附則第9条第1項第1号イの規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロに掲げる額の合計額の範囲内において規則で定める額(法第28条第1項第1号の規定の適用を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては法附則第9条第1項第2号イの規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号イに掲げる額の合計額の範囲内において規則で定める額とし、特別利用教育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては法第28条第2項第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において規則で定める額とする。)の保育料を市に納付しなければならない。

- 2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の保育料を減額し、又は免除することができる。

(預かり保育料)

第4条 預かり保育を利用する支給認定子どもに係る支給認定保護者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる利用する預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める額の預かり保育料を市に納付しなければならない。

子育て支援型預かり保育 日額300円(利用時間が2時間を超える場合にあつては、600円)

就労支援型預かり保育 月額15,000円(月の途中から預かり保育を利用し、又は月の途中で預かり保育を利用しないこととなった場合における当該月においては、それぞれ1月とする。)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の保育料及び預かり保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に入園した者に係る入園料及び平成27年3月分までの保育料については、なお従前の例による。